



発行所
麻生町四番地
麻生町役所
麻生町役所
高野勝
印刷所
麻生印刷所

大和地区の国民健康保険

医療費は半額

病棟は今年中に完成

国民健康保険は現在大和地区だけが実施しており、事業成績は年々上昇し、今や国民健康保険は地区住民にとり、かけがえのない事業となつてゐる。わけても昭和二十六年診療所が設置されてからは、唯一の医療機関となり、患者は多い時で四十人、少い時でも十人を下ることはない盛況である。

病棟建設については特別會計で九〇萬圓が計上され、二七坪の病棟一棟が見込まれてゐる。病棟建設特別會計才入才出豫算

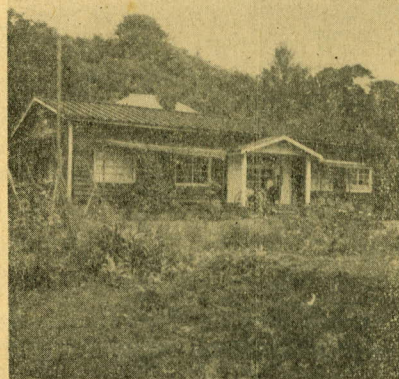
1 國庫支出金	三〇〇,〇〇〇圓
2 縣支出金	三〇〇,〇〇〇圓
3 繰入金	三〇〇,〇〇〇圓
計	九〇〇,〇〇〇圓
1 施設費	九〇〇,〇〇〇圓
内 譯 病棟一棟二七坪	六五,〇〇〇圓
醫療機械	一四〇,〇〇〇圓
醫療器具器備品	一〇〇,〇〇〇圓
醫療用消毒器具	一〇〇,〇〇〇圓
設計費其他諸費	一〇〇,〇〇〇圓
計	九〇〇,〇〇〇圓

この事業の經費の殆んどは國保税で賄われているが、税額の最高は四、一〇〇圓最低二二〇圓で一人當り約三二六圓となつてゐる。診療所で治療を受けたときは半額(一部負担金という)

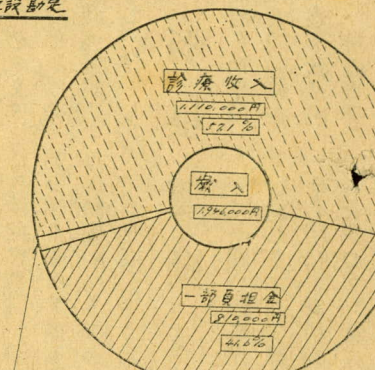
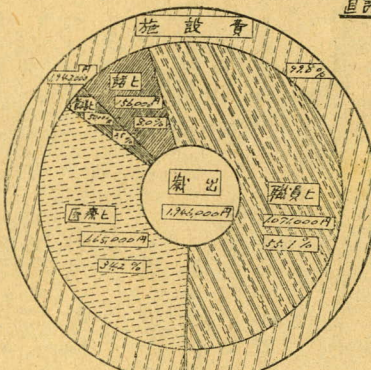
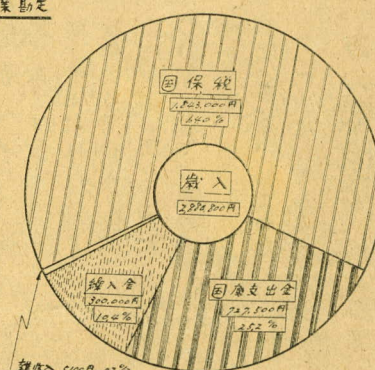
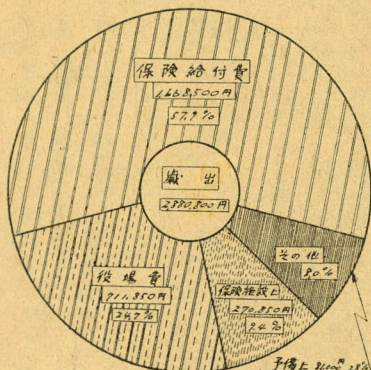
また國民一人當りの醫療費は二、三九四圓であるが、大和地区では國保税三二六圓一部負担金一四二圓で済み、一八二六圓もの醫療費が軽減されてゐる。

國保の豫算

國保豫算は事業勘定と直診施設勘定とからなり、國保の



(寫眞は國保診療所)



国民健康保険

生活を守るために

昭和二十八年の厚生省調査によると、國民一人あたりの年間醫療費は二三九圓で一世帯平均五人とすると、どこかの家でも年間一萬二千圓程度の醫療費を要することになりま

す。これは國民の消費する金額の約五%に當るので、個人の經濟力ではなかなか負担できません。

そこでこの國でも社會保障制度に力をいれ、國民が安心して醫療を受けられるように努力してゐるのです。わが國でも各種の社會保障が行われて、國民の七〇%くらいが何らかの醫療保障を受けています。農家の人たちが、中小商工業者など何らかの保障を受けられない人が、全國ではまだ三三萬人もいます。國民健康保険は、こうした人たちの対象としたもので、他の社會保障が多く職域をもとにしてゐるのに對し、これは地域をもとにしたもので、市町村が保障者すなわち經營主体

自轉車荷車税の話

て所有者に課税されます。賦課期日 四月一日但し二日以後において取得した場合は月割を以て課税されます。税率及納期 大車 八〇〇圓 同小車及リヤカー一輛につき 二〇〇圓 原動機付自轉車 總排氣量が〇・〇五リットル以下のもの一臺につき 五〇圓 總排氣量が〇・〇九リットル以下のもの一臺につき 一〇〇圓 總排氣量が〇・一リットル以上のもの一臺につき 二〇〇圓 納期は五月二十一日から同月三十一日限り 滞納には延滞金 自轉車荷車税ばかりでなく、町税すべて延滞金が日歩三厘の割合で徴収されます。組合を通じて完納して下さい。

なり、その町村の區域内に住んでゐる人たちのうち他の社會保障などに入っていない人たちが被保険者として保険給付を行うわけですが、この國の國民健康保険の普及状況は縣下一二市町村のうち、実施中のものは五九市町村で、人数では五六萬人(三六%)に過ぎません。全國の平均は大体七〇%ですから、全國的にみてごく低位にあることになるのです。全縣普及が實現すれば縣の被保険者の数は約一五〇萬に達しますが、これを昭和三一、三二兩年度においてやろうとするのが今回の運動のねらいです。

國民健康保険を全國の市町村に普及することは國の方針でもあり、本縣もそれと歩調を合わせて普及に全力をあげてゐるのです。また法の改正によつて療養給付費の二割が國庫補助の形で還元されますので、全縣實施となれば少なくとも四億圓もの還元が期待できます。現在ではわずか一億圓余りしかないので、みすみす、せつかくの補助金をにがしてゐるわけでは、事業費も被保険者一人につき七〇圓程度補助になるので数人の職員を雇うにも十分です。

このように國民健康保険は住民の健康の保持増進からみても、あるいは日常生活の改善向上の点からみても、不可欠の制度です。國民健康保険を不振のまま、におくことや事業を休止したり、未開始のままに放任することはお互いのために大きな損失です。みんなの手でつづかな國民健康保険を育てあげ安心して生活できるようにいたしましょう。

憲法記念日 五月三日
日本國憲法の施行を記念し國の成長を期する。
こどもの日 五月五日
こどもの人格を重んじこどもの幸福をはかるとともに母に感謝する。

祝日には
國旗を掲げて
四月から五月にかけて國民の祝日が續いております。
祝日には國旗を掲げて祝いまししょう。

三六八九は無効
標板三六八九號は自轉車が盗難のため無効となりました。

第二期 六月二十日から全月三十日まで
第三期 八月二十日から全月三十一日まで
第四期 十月二十日から全月三十一日まで
第五期 一月二十日から全月三十一日まで 以上

三六八九は無効
標板三六八九號は自轉車が盗難のため無効となりました。

たばこは町内で買ひましよう

保險税の納期變更
この度國民健康保險規約の一部が改正されたので保險税の納期は左の通り變更されました。
第一期 四月二十日から全月三十日まで
第二期 六月二十日から全月三十日まで
第三期 八月二十日から全月三十一日まで
第四期 十月二十日から全月三十一日まで
第五期 一月二十日から全月三十一日まで 以上

藥劑は無償で配布

春の大掃除の時期がまいるま
した。何所のお宅でも是非効
果の上る方法で大掃除をし、
健康で快適な生活が出来るよ
うにしましょう。毎年のこと

て来る一、二匹の
冬をこした蚤は之から六、七
月になつて出て来る蚤の先祖
です。今のうちにこの先祖を
殺しましょう。大掃除をやつ
て出たごみはもやせるものは
全部もやすうにしましょう

1 持出せる家具や建具は出

- 2 家の内外のくものすやすゝをはらい
- 3 うら板の上へ上つて、はき出し、この出たごみは必ずもやしませう
- 4 押入の中も整理し清潔にしておきませう
- 5 畳は持出して日光にほしよくほこりをたゝき出してからしきこむようにしませう
- 6 床板の上もよくはき出し綿のようなごみの出たのは全部もやしませう
この中にのみは卵をたくさん生んで居ります
- 7 床下もよくはき出し農薬のBHC等を撒布しておくと蚤の發生が防げます
ほこりが静まつた處で床上へBHC等をまき畳をしきこみませう
- 9 畳が入つたら畳の上をよくぞうきんをかけて家具

牛、馬、豚、にはとり等の小屋

10 家の中がすんだら便所、
建具をそれぞれの場所へ
おさめましょう

下水、どぶ、ごみ捨場等
も整理しその場所に適し
た薬剤をまきましよう

氣象台 長期豫報を發表

中央氣象台では九日、全國の向う三か月の長期予報を發表した。これによると今年の梅雨は例年より早目で五月末から入り、カラつゆにはならな

やや雪が多いほ

かは各地とも晴天がつづき、

冬はかに井

的晴天が期待される。しかし月末には天氣がくずれ梅雨型

六月
例年より早目

の天候となる見込み。降水量は東北地方西部と近畿で多いほかは平年並み。

三、蠅の驅除法

- ### 1 發生の場所
- 蠅が卵を生みうじの發生する場所は、便所、ごみ

四、蠅や力の成虫を

3
じは蠅になることが出来ません。
ごみ捨場堆厩肥等はよくかきちらかしてゾール劑の百倍液ぐらいを如露でまき、薬品をかけ、ごみ堆厩肥等を一應のけておいてその下の土へ又前と同じように薬品をかけてからもとのように整理しておきます。家の中へ来る蠅はおもにこの牛馬小屋でかえります。

火の用心

空巢
以用心

暖かくなると身も心もゆるんで來ます。火の元に注意し戸締を嚴重にして火災、盜難を未然に防ぎましよう。

納税は早目に

税金は溜ると憶怯になります。納期内には必ず納めましょう。

金 肥 と 經 濟

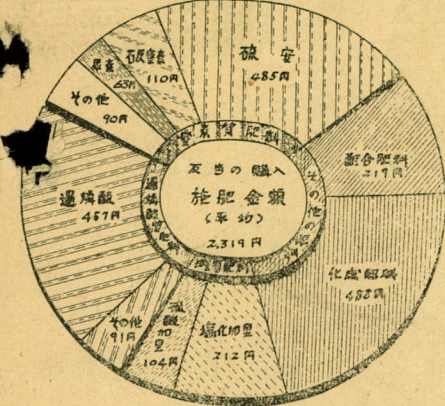
よくいわれている「經濟上よりみた農業經營は如何にしたらよいか」等の言葉について

昨年度の本町農家の統計によつて下記のグラフを作ってみました。

(田畑こみの購入肥料代金です)

今後の經營に幾分でも参考になれば幸いです。

1ヶ年間の農家購入肥料



二、力の驅除法

- 1 發生の場所
蚊の幼虫ボーフラは汚水

白羽根運動

皆様白い羽根運動を五月一日より社員の皆様のもとにお伺いして社費を頂いてをりますこの社員増強資金の募集は御承知の通り赤十字社連盟規約に基き國際赤十字の一員として本年度も來る五月を中心

舊地区名	目標額圓
麻生	四三〇〇〇
太田	一六六〇〇
大和	三八〇〇〇
行方	二一三〇〇
小高	二八八〇〇
計	一四七七〇〇

